

「山口県環境基本計画（第3次計画）（素案）」 に対する意見の募集結果について

山口県環境基本計画（第3次計画）（素案）に対して県民の皆様から提出された御意見、これに対する県の考え方及びこの度改定した山口県環境基本計画を公表します。

1 公表する資料

山口県環境基本計画（第3次計画）

2 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

(1) 意見募集期間 平成25年7月31日（水）～平成25年8月30日（金）

(2) 意見の件数 8名 21件

(3) 意見の内容と県の考え方

【計画全体について】

	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	地球温暖化対策、循環型社会づくり、自然共生等、環境に関する分野の全般が網羅されており、内容も分かりやすい計画案となっている。	第2次計画と同様に、環境に関し幅広く整理しましたが、県として、より積極的に取り組むものを8つの「重点プロジェクト」として位置づけるなどの整理もしているところです。

【再生可能エネルギーの導入促進・地球温暖化対策の推進】

	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	最近の猛暑やゲリラ豪雨の発生などの地球温暖化問題への対策について、自然エネルギー等の活用や自分たちでも気軽にできる取組の幅広い周知などにしっかり取り組んで欲しい。	地球温暖化対策の一環として、太陽光発電等再生可能エネルギーの本県への導入を促進するとともに、市町や関係団体等と連携し、四季に応じた「CO2削減県民運動」を展開するなど、取組を進めてまいります。
2	近年、異常気象が頻発おり、その原因は地球温暖化ではないかと思う。県民や企業が継続して省エネ、節電に取り組み、二酸化炭素の排出を減らすよう、県として、様々な働きかけや取組を進めて欲しい。	

【循環型社会の形成】

	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	家庭から出るごみの排出の減量やリサイクルの推進やテレビなどの不法投棄の防止にしっかり取り組んで欲しい。	県民、事業者、行政等の各主体が循環型社会の形成を推進するという認識を共有しつつ、自らの役割を担うとともに、互いに連携・協働することを基本として、レジ袋

		等容器包装廃棄物や食品ロスの削減の推進、家電リサイクル法等各種法令に基づくりサイクルの推進、不法投棄等不適正処理防止体制の確保などの取組を進めてまいります。
2	海岸漂着物については、海岸管理者等の処理責任に関する記述も必要と考える。	本計画は、環境の保全に関する施策を総合的・計画的に推進するための計画であることから、ここでは包括的な記載とし、海岸漂着物の処理責任については、本計画に沿った個別計画である「山口県海岸漂着物対策推進地域計画」において、明記しています。
3	「地域住民やボランティアの協力を得て、海岸の美化清掃に努めます。」とあるが、県が主体となって、呼びかけやごみの回収・処理を行うと解釈してよいか。	御指摘の文章は、「やまぐちの美しい里山・海づくり条例」の趣旨を踏まえた、包括的・概念的な記載です。 具体的には、県民、事業者、市町等からなる「山口県海岸漂着物対策推進協議会」を推進母体とし、日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃を始めとする海岸等の清掃活動を県民運動として展開するなど、海岸の清掃美化活動は各主体の適切な役割分担と協働により行われるものと考えます。

【いのちと暮らしを支える生物多様性の保全】

	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	「生物多様性地域戦略」は、用語解説に記載されているが、「生物多様性やまぐち戦略」とは、具体的にどのようなものであるか教えていただきたい。	「生物多様性やまぐち戦略」は、生物多様性基本法に基づき策定する本県における生物多様性地域戦略であり、第2章第3節を生物多様性地域戦略として位置づけ、優れた自然環境の保全や普及啓発の取組を進めることとしています。 なお、ご意見を踏まえ、同節の冒頭に、その旨を記載しました。
2	山口県には身近な場所に海、川、里山などのすばらしい自然があるので、これらを将来にしっかりと受け継げるようしっかりと取り組んで欲しい。	「多様な生態系を保全・再生すること」を目標として設定し、「優れた自然環境の保全」、「里山・里海の保全・再生」、「森・里・川・海を育む流域づくり」などの取組を推進することとしています。
3	全国的にサルやシカ、イノシシ等、野生鳥獣による農作物被害が問題となっており、県内での被害も指摘されている。年間の駆除数の目標を定める等、被害防止対策	県ではこれまで、関連部局の連携により、捕獲の担い手の確保・育成、地域ぐるみ型の被害防止活動の推進等、総合的な鳥獣被害防止対策に取り組んできました。今後も、緊急捕獲対策、広域協議会を核とした市町

	の充実をお願いする。	が連携した捕獲・防護対策、捕獲鳥獣の食肉利用などの取組の推進により、鳥獣被害の減少に努めることとしています。
4	「有害鳥獣による被害防止や捕獲の担い手確保・育成の積極的な推進」とは、具体的に何を想定しているのか。	具体的には、これまで市町が実施してきた地域ぐるみ型の被害防止活動や緊急捕獲対策などの「被害防止対策」を引き続き支援するとともに、狩猟免許取得の支援や有害鳥獣捕獲マイスターによる捕獲技術研修等の「担い手対策」をさらに進め、「野生鳥獣の保護・管理」に係る取組をより推進することとしています。
5	県では、エコファーマーの認定をしているが、安心・安全な農作物がもっと消費者の口に入るよう、自然環境へ配慮した循環型農業に取り組む農家をもっと増やす取組をお願いする。	引き続き自然環境へ配慮した循環型農業を推進するため、エコファーマーの育成に努めるとともに、化学肥料・化学農薬の一層の低減に実践的に取り組む意欲の高い農業者については、「エコやまぐち農作物認証」への取組を推進することとしています。

【大気・水環境の保全】

	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	PM2.5について、健康被害が懸念される場合、県民への確実な情報提供や関連施設等への対応にしっかり取り組んで欲しい。	PM2.5に関しては、県ホームページによる毎日の予測情報の提供や濃度が上昇したときの注意喚起に加え、8月27日から新たに、メールによる注意喚起情報の配信を開始したところです。 PM2.5対策については、今後とも、監視体制を維持するとともに、県民の皆さまへの迅速できめ細かな情報提供に努めてまいります。
2	国のPM2.5濃度上昇時における注意喚起の暫定指針を受けて、迅速な情報提供等が必要であることから、県ホームページへの掲載が主な情報手段になっているが、メールなどによる積極的な情報発信に取り組むことも検討してはどうか。	
3	今春話題になった、PM2.5の発生原因は中国大陸で、日本での防止策は難しいと思うが、県民の健康に被害が出ないよう、県として、監視体制と情報提供にしっかり取り組んで欲しい。	
4	近年、「栄養塩不足」が叫ばれているが、これについてはどのように対応されるのか。	現在、国において、栄養塩濃度レベルと生物多様性・生物生産性との関係について調査・研究が行われ、科学的知見の集積とこれに基づく目標の設定が検討されていることから、県としましては、今後もモニタ

	リングによる検証等を行うこととしています。
--	-----------------------

【環境関連産業の育成・集積】

	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	山口県には多くの環境関連産業が集積しており、今後の更なる発展も期待される分野である。こうした分野における今後の取組の成果を期待したいので、数値目標の充実を検討していただきたい。例えば、エコ・ファクトリーやリサイクル製品の認定制度の認定件数が着実に伸びるよう、数値目標としてはどうか。	本計画は、環境の保全に関する施策を計画的に推進するために必要な事項を定めた総合的な計画であることから、ここでは包括的な記載とし、具体的な数値目標については、本計画に沿った個別計画である「循環型社会形成推進計画」において設定しているところです。
2	「再エネ「県産品」」の登録制度を創設し、関連製品の地産地消を進めることは、とても素晴らしいことだと思うので、しっかりと取り組んでいただきたい。	県内関連産業の振興を図るとともに、地球温暖化対策をさらに推進するため、引き続き、県産再エネ製品の普及拡大を進めてまいります。

【参考資料・用語解説】

	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	「環境の現況に関する各種データ」中、文字がはっきりしていなくて読みにくいと感じるものがある。((17), (18), (25))	御意見を踏まえ、グラフ・表をできるだけ鮮明なものに差し替えました。
2	平成32年度までの目標値が参考資料として一覧にしてあるので、とても良い。	当該一覧表において、「新規計画」、「継続計画」の別を追加しました。
3	用語解説の説明文が端的で大変分かりやすい。	本文の中に専門用語、カタカナ用語等が多いことから、「用語解説」として、巻末にできるだけ簡潔にまとめたものです。
4	用語解説の「アイドリング・ストップ」については、最近は自動的にエンジンが停止する車種も多く、内容が古いのではないか。	御意見を踏まえ、用語解説を修正させていただきました。

山口県環境生活部環境政策課地球温暖化対策班
 担当：福本
 電話：083-933-2690
 FAX：083-933-3049
 Eメール：a15500@pref.yamaguchi.lg.jp